

東京大学海外派遣奨学事業
2019年度短期（3ヶ月以上1年以内）海外留学等奨学金
2019年度超短期（3ヶ月未満）海外留学等奨学金
第2回 募集要項

※募集に関する情報・応募書類等は変更の可能性があります、また有益な情報・よくある質問等を後日追加して掲載する場合がありますため、最新情報を必ず下記「14. 関連ウェブサイト」で確認すること。

1. 趣旨

本奨学制度は、東京大学が、海外留学等を行う学部学生・大学院学生に対し、奨学金を支給することにより、学生が国際的な理解を深めることを推奨し、世界を舞台として行動する人材の育成に資することを目的とする。

2. 対象となる海外留学等プログラム

(1) 2019年11月1日から2020年3月31日までの間に開始されるプログラム

短期海外留学等奨学金：3ヶ月（93日）以上1年（365日）以内のプログラム

超短期海外留学等奨学金：3ヶ月未満のプログラム

(2) 海外大学が実施する海外留学等プログラム

※対象となるものの例

○本学と海外大学が連携して実施する海外留学等プログラム

- ・交換留学（全学交換留学等、グローバルキャンパス推進本部が募集するプログラムを除く）
- ・サマープログラム等（グローバルキャンパス推進本部が募集するプログラムを除く）

○個人で直接参加する海外留学等プログラム

- ・海外大学の Visiting Program（Visiting Student Program、Visiting Researcher Program など）
- ・海外大学が実施するサマープログラム等（語学研修プログラムを含む）
- ・海外大学や研究機関等における研究留学

※対象外となるものの例

- ・グローバルキャンパス推進本部が募集するプログラム
- ・本学が実施する「体験活動プログラム」
- ・学会／研究集会での研究発表又は研究フィールドワーク
- ・ボランティア活動
- ・インターンシップ、就業体験プログラム
- ・学生団体主催の国際交流活動

ただし、海外大学が実施する海外留学等プログラムのうち、内容の一部にインターンシップ、フィールドワークが組み込まれているプログラムは対象とする。

3. 申請資格

以下のすべてを満たす者

- (1) 申請時及び留学等期間を通じて、本学の学部又は大学院研究科・教育部の正規課程に在籍する者。
- (2) 上記「2. 対象となる海外留学等プログラム」に該当するプログラムへ参加する意思があり、参加するプログラムが求める条件を満たす者。(修学先の受入許可等が取得できていることが望ましい)
- (3) 経済的理由により、自費のみでのプログラム参加が困難な者。
- (4) 本奨学制度へ申請するプログラム参加にあたり、他団体等(在籍大学等及び派遣先大学等を含む。)からプログラム参加のための奨学金を受ける場合、その奨学金(渡航費等及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない。)の支給月額(複数の他団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額)が、本制度による月額の支給金額を超えない者。
- (5) 本奨学制度へ申請するプログラムにおいて、日本学生支援機構(JASSO)海外留学支援制度(協定派遣)からの奨学金支給が決定していない者。
- (6) 初年次長期自主活動プログラム(FLY Program)採用者の場合、同プログラムにかかる経済的な支援を本学から受けない者。
- (7) 渡航前に、留学に係る渡航日から帰国日までを保険期間とする海外旅行保険・留学保険等に加入する者。

4. 申請資格に係る注意事項

- (1) 昨年度に本奨学制度の短期海外留学等奨学金に採択された者は、今年度の超短期海外留学等奨学金には申請できるが、短期海外留学等奨学金には申請できない。昨年度に超短期海外留学等奨学金に採択された者は、今年度の短期海外留学奨学金または超短期海外留学等奨学金に申請できる。
- (2) 短期海外留学等奨学金・超短期海外留学等奨学金のどちらか1プログラムのみ申請できるものとする。ただし、第1回募集で採択された場合は、第2回募集には申請できないこととする。
- (3) (申請資格(7)に係ること) 留学先の大学等の指定する保険に加入することを求められた場合は、各自で指定された保険の内容を確認し、必要に応じて海外旅行保険・留学保険にも加入すること。留学先大学指定の保険では往復の移動期間中は補償されない場合があるので、その場合は別途往復の移動中もカバーされる海外旅行保険・留学保険等に加入すること。本奨学金に採択された場合、保険への加入状況を確認し、加入が確認できなかった場合は採択を取り消すことがある。

5. 支援内容

(1) 支給期間

支給期間は、プログラム開始日から終了日までとする。

なお、支給回数(月数)については、2019年度日本学生支援機構(JASSO)海外留学支援制度(協定派遣)による奨学金の支給基準に準ずる。〈プログラム実参加日数を31で除し小数点以下を切り上げたものを支給月数とする。〉

- ①短期海外留学等奨学金：3ヶ月（93日）以上最大1年（365日）以内
- ②超短期海外留学等奨学金：3ヶ月未満

(2) 奨学金月額 ※詳細は別紙参照

指定都市 月額10万円 甲地方 月額8万円
乙地方 月額7万円 丙地方 月額6万円

(3) 支給方法

奨学金の支給は受給者名義の預金口座に振込を行う。なお、預金口座は日本国内の口座とすること。

※留学先大学等の受入許可証等をもって参加を確認した後の振込を予定しているため、申請時に受入許可証等の参加を確認できる書類が提出できていない者は、渡航前までに追加で提出すること。

6. 給付予定者数

短期海外留学等奨学金・超短期海外留学等奨学金（第2回募集）の合計で10名程度（予定）。ただし、予算上の都合により、変更になる場合がある。

7. 申請方法

(1) 下記の申請書類一式（電子ファイル及び紙媒体）を現在所属する学部又は研究科・教育部（以下「部局」）が指定する締切日までに、現在所属する部局の担当部署へ提出すること。

(2) 申請書類

【電子ファイルで提出するもの】

- ①2019年度海外留学等奨学金申請書及び申請者情報シート <所定様式：署名前のもの>
※「申請者情報シート」は自動入力（申請書より転載）のため入力不要
- ②2019年度海外留学等奨学金成績評価係数計算表 <所定様式>

<電子ファイル所定様式 ダウンロード先>

東京大学 海外留学・国際交流情報ウェブサイト内（※下記「14. 関連ウェブサイト」参照）

<電子ファイル提出方法>

メール添付送付

メールタイトル：2019海外留学等奨学金申請（短期又は超短期）（所属・氏名）

ファイル名：①（所属・氏名）2019年度海外留学等奨学金申請書及び申請者情報シート

②（所属・氏名）2019年度海外留学等奨学金成績評価係数計算表

※「所属」は、所属学部又は研究科・教育部名を指す。

【紙媒体で提出するもの】 ※全てA4判で提出すること。

- ①2019年度海外留学等奨学金申請書 <所定様式：署名されたもの>
- ②2019年度海外留学等奨学金成績評価係数計算表 <所定様式>

③大学入学後全学期の成績証明書の写し

※国内外を問わず、他大学に在籍していた経験がある者はその大学の成績証明書も提出すること。

※他大学の証明書は、成績評価の基準（何段階評価か等）が説明されている部分も含めて提出すること。

※学部新1年生で申請時に成績証明書を提出できない場合は、成績が発表され次第提出するものとする。

④海外留学等先で主に使用する言語の語学能力試験結果等の写し

例)

・英語：TOEFL iBTまたはIELTS（アカデミック・モジュール）が望ましいが、それ以外でも可

・英語以外の言語を使用する場合で、検定試験が実施されている場合：検定試験結果（写し）

・英語以外の言語を使用する場合で、検定試験が実施されていない場合：語学能力を客観的に証明できる書類

※受験後にウェブ上で確認できるスコアの写しでも可とする。

※海外留学等先で使用する言語が母国語の学生は、上記語学能力試験結果等の写しの提出は不要とするが、その旨申請書の「15. 特記事項」欄に記載すること。母国語の基準について疑義がある場合には、必ず事前に申請時に所属する部局の担当部署を通じて本部国際支援課に確認すること。

⑤海外留学等先の受入許可証等又は受入見込みを示す書類等（連絡状況等）、受入れ期間が日付まで入ったものの写し（英語以外の場合、和訳を添付）。申請時に提出できない者は、提出予定日を記載した理由書を提出すること。ただし、受入れ見込みを示す書類等や理由書を提出した場合、受入れ等が決定され次第、受入許可証等を提出すること。

⑥参加する海外留学等プログラムの概要が分かるもの（A4用紙1枚程度）。

8. 募集スケジュール

(1) 募集は各年度、短期海外留学等奨学金・超短期海外留学等奨学金それぞれ以下の2回に分けて行う。(予定)

<第1回募集：4月>

対象者：2019年4月1日から2019年10月31日までの間に開始されるプログラムに参加する者。

<第2回募集：9月下旬> ※今回募集

対象者：2019年11月1日から2020年3月31日までの間に開始されるプログラムに参加する者。

(2) 申請書類の締切は所属部局により異なるので、現在所属する部局の担当部署に各自確認すること。

各部局担当部署一覧：<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/go-global/ja/contact-department.html>

9. 選考及び結果の通知

所属部局から申請された学生について、学内選考を行い、受給者を決定する。2019 年度夏学期に本学において授業料免除もしくは半額免除を受けている者を優先する場合がある（免除の有無については、本部国際支援課において確認するため、申請の際に免除の結果通知書の写しは提出不要）。選考結果は、第1回募集は7月下旬頃、第2回募集は12月中旬頃に所属部局に通知する。（予定）

10. 辞退

申請した海外留学等プログラムへの参加を取り止める等、やむを得ない事情により奨学金の受給を辞退しなければならない場合は、至急所属する部局の担当部署を通じて本部国際支援課へ連絡すること。

11. 報告書等の提出

- (1) 奨学金受給者は、留学を中断・休止した場合も含めて、帰国後2週間以内（必着）に報告書（所定様式）、パスポートの写し（「本人氏名、写真等記載欄」と「日本の入国管理局による出入国印」のページ）を、所属部局担当部署を通じて本部国際支援課へ提出すること。
- (2) 海外留学等先から発行された、プログラムへの参加証明（成績証明書、プログラム修了証等）の写しを併せて提出すること。

12. 申請の際の注意事項

- (1) 本奨学制度は、本学学生へ海外留学等プログラム参加のための奨学金を支給するものであり、海外留学等に許可を与えるものではない。
- (2) 本奨学制度への申請にあたっては、海外留学等プログラム参加時の本学における指導教員等が既に分かっている場合は、海外留学等プログラムに参加を予定していることを事前に報告し、了承を得た上で申請書の所定の欄に署名を受けること。上記に該当する教員等がない学生は、海外留学等プログラム参加時に所属する予定の部局の担当部署にその旨報告・相談すること。
- (3) 海外留学等プログラム参加時に所属する予定の部局の担当部署に相談し、申請前に海外留学等に関する学務上の留意点の説明を充分受け、納得した上で申請すること。
- (4) 履修において不利益とならないよう、授業・試験日程、その他各自の予定等を申請前に十分確認し、海外留学等先でのプログラムへの参加が可能な場合のみ本奨学制度へ申請すること。
- (5) 海外留学等を計画するにあたっては、当該国の入国査証取得に相当の時間を要する場合があるので、事前に在外公館等に確認の上、無理のない日程を設定すること。

13. 受給決定後の留意事項

- (1) 本奨学制度の趣旨を理解の上、十分な成果を上げ、参加した海外留学等プログラムを修了するように努めること。
- (2) 奨学金受給者が、前述の申請資格に反する事実が判明した場合、又は受給者として適当でない事実があったときは、既に支給した奨学金の全額又は一部を返納させる。また、留学を中断・休止した場合も、既に支給した奨学金の全額又は一部を返納させることがある。

- (3) 各海外留学等プログラムへの参加手続き及び渡航手続き等は、海外留学等先の指示に従い、本人の責任により行うこと。また、これらに要する費用も本人の負担となる。
- (4) 査証（ビザ）取得手続きは、海外留学等先の指示に従い、また渡航先国の大使館等で必ず最新の情報を得て本人の責任により行うこと。
- (5) 所属部局の担当部署に確認し、海外渡航に必要な手続きを行うこと。（必要な手続きは、所属部局毎に異なる。）
- (6) 指導教員等の関係者には事前に連絡するなどして、海外に一定期間留学することにより関係者に迷惑をかけないように努めること。
- (7) 一般的な留学のための情報や危機管理等については、Go Global ウェブサイトを参照すること。
（ <https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/go-global/ja/voyage-index.html> ） 特に、危機管理ガイドブックは必ず熟読すること。また、留学に係る渡航日から帰国日までの期間をカバーする海外旅行傷害保険等に各自必ず加入して渡航すること。
- (8) 申請書に記載の住所や電話番号・メールアドレスに変更があった場合は、所属部局で所定の手続きを行うとともに本部国際支援課へも連絡すること。帰国後の必要事項の連絡の際にも必要となる。
- (9) 奨学金受給者には、帰国後、報告会や説明会への参加のほか、東京大学の国際化に関する業務への協力（海外留学等プログラムの広報や学生へのアドバイス等）を依頼する場合がある。依頼があった場合は、可能な限り協力すること。
- (10) そのほか、東京大学が指示する注意事項に従うこと。

1.4. 関連ウェブサイト

東京大学 海外留学情報ウェブサイトGO GLOBAL WEBSITE 内

「東京大学海外派遣奨学事業 短期・超短期 海外留学等奨学金」

http://www.u-tokyo.ac.jp/ja/administration/go-global/scholarship/kaigaihaken_s.html

1.5. 問い合わせ先

- (1) 申請の手続きに関すること：申請時に所属する部局の担当部署
- (2) 単位認定等、本学での学務関係の事項：海外留学等プログラム参加時に所属する部局の担当部署
各部局担当部署一覧：
<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/go-global/ja/contact-department.html>
- (3) その他の事項：本部国際支援課 奨学チーム：
int.sch.out.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

東京大学海外派遣奨学事業
2019年度短期（3ヶ月以上1年以内）海外留学等奨学金
2019年度超短期（3ヶ月未満）海外留学等奨学金
地域別奨学金月額

地区	地域名・都市名
指定都市 奨学金月額 100,000円	アビジャン アブダビ クウェート サンフランシスコ シンガポール ジッダ ジュネーブ ニューヨーク パリ モスクワ リヤド ロサンゼルス ロンドン ワシントン
甲地方 奨学金月額 80,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・北米 ・欧州 ・中近東（アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く） <p>【主な都市】</p> アムステルダム アンカレッジ ウィーン ヴァンクーバー エルサレム コペンハーゲン シアトル シカゴ チューリッヒ トロント ニューオリンズ ハンブルグ フランクフルト ブラッセル ホノルル ボストン
	マドリッド モントリオール ローマ
地区	地域名・都市名
乙地方 奨学金月額 70,000円	指定都市、甲地方、丙地方以外の地域 【主な都市】 ウェリントン クアラルンプール サンクトペテルブルク シドニー ジャカルタ ソウル ソフィア タシケント バンコク プラハ ブダペスト マニラ メルボルン ヤンゴン
丙地方 奨学金月額 60,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア（インドシナ半島〔シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む〕、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港を除く） ・中南米 ・アフリカ <p>【主な都市】</p> カイロ ケープタウン サンパウロ 上海 台北 ナイロビ ブエノスアイレス 北京 メキシコシティ リオデジャネイロ リマ